

# 支部ニュース

2018年3月 No.532

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6  
メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

## ●第46回定期総会

- ※記念講演「憲法を生かし、平和な未来へー今、「改憲」問題を考える」……………小森 陽一教授 1
  - \* 憲法・沖縄問題に関する討論…………… 5
  - \* 治安・警察問題に関する討論…………… 9
  - \* 労働貧困問題に関する討論…………… 10
  - \* 教育問題に関する討論…………… 14
  - \* 都政・市民・原発問題に関する討論…………… 15
- ※退任の挨拶・幹事長の退任にあたって……………長尾宜行 16
  - ・退任のあいさつ……………仲里歌織 17
  - ・退任のご挨拶……………大久保修一 18
- ※総会特別決議・3000万人署名をやり遂げ、安倍9条改憲阻止のたたかいに全力をあげる決議…………… 18
  - ・沖縄県民に連帯し辺野古新基地建設の中止を求める決議…………… 19
  - ・労働者を保護する働き方改革を求め、安倍「働き方改革」一括法案に反対する決議…………… 20
  - ・共謀罪法の発動を許さず、廃止を求める決議…………… 21
  - ・家庭教育支援法案の国会提出に反対し、道徳の教科化の撤回を求める決議…………… 22
  - ・東京都迷惑防止条例改正に反対する決議…………… 23
- ノーモア・ミナマタ東京訴訟 民事第10部鈴木正紀「エスパー」裁判官らを忌避 その後……………津田二郎 24
- 3000万署名の取り組み
  - ※東京南部法律事務所3000万署名への取組み……………大住広太 25
  - ※3000万署名の取り組みのご報告と私見……………菊地智史 26
- 【報告】2.3 東京教育集会 2018……………仲里歌織 28
- はじめまして ～新入団員自己紹介～
  - 自由法曹団員2世としてー支部総会の感想とともにー……………福井俊之 28
- 2月拡大幹事会議事録…………… 30

# 東京支部第 46 回定期総会

2月23日、24日に熱海で第46回定期総会が開催され、支部長には小部正治団員が再任され、支部幹事が選任されました。引き続き行われた第1回拡大幹事会において野沢裕昭団員が新たに幹事長に互選されました。

当日は、船尾徹団長、松森陽一東京地評事務局長、會澤立示革新都政を作る会事務局長代行、山崎友代国民救援会東京都本部事務局長、齊藤純一東京憲法会議事務局長をご来賓に迎え、ご来賓のご挨拶のあと、9条の会事務局長である小森陽一東京大学教授を迎えて「憲法を生かし平和な未来を ～今、「改憲」問題を考える～」と題して、ご講演をいただきました。その後、憲法・沖縄、治安・警察。労働・貧困、教育、都政・市民の各分野について団員による討論を行いました。

議案の承認、2017年決算報告、2018年予算、6本の支部総会特別決議を満場一致で採択し閉会しました。

## 記念講演

### 「憲法を生かし、平和な未来へー今、「改憲」問題を考える」

東京大学 小森 陽一教授

9条の会を2004年に発足させてから事務局長を続けている。

1 なぜ自民党が2017年12月20日、改憲推進本部の憲法改正に関する論点とりまとめの、「自衛隊について」において、両論を併記したのか。

1) 「9条1項・2項を維持したうえで自衛隊を憲法に明記するにとどめるべき」との意見。これは安倍首相がこの年の憲法記念日に「日本会議」に向けて出したビデオメッセージと同じ内容。

2) 「9条2項を削除し、自衛隊の目的・性格をより明確化する改正を行うべき」とする意見。これは2005年、2012年の自民党改憲案の基本路線。

2 なぜ、2017年5月3日、「日本会議」の集会へのビデオメッセージで、安倍首相は9条3項に自衛隊を明記すると言及したのか。

任期満了までに改憲発議をするとすれば、当時、ぎりぎりのタイムリミットであった。2016年9月には日本会議の伊藤哲夫氏が雑誌論文で主張していた。

「9条3項に自衛隊明記」の「加憲」は公明党の基本方針。公明党憲法改正方針では、「改憲」ではなく、「加憲」という態度を明らかにした。

2016年の参院選では「自衛隊について存在や役割を明記した方がいいという議論」もあると表明し安保法制を通したのだから改憲は必要ないという立場だった。



2017年5月3日の安倍首相のメッセージを出した後の国政選挙では、公明党は憲法改正には触れなかった。これはどういう意味か。

公明党は、安倍改憲路線にそのまま同調して、追従しているようにはとらえられなくなかった。

都議選で自民党は敗北し、2017年9月10日に決断して、安倍首相は9月25日に解散を宣言した。安倍首相の解散決断直前の9月8日には、「安倍改憲NO!3000万人署名」のキックオフ集会があった。改憲反対署名が進む前に運動にけん制をかけると同時に改憲勢力の再編をしたかった。

総選挙で公明党は議席を減らし、比例の得票数は700万票を下回った。安倍改憲が公明党路線にすり寄せた結果、平和の党公明党が改憲に押し進む政府をコントロールできていないという批判が創価学会から出ていた。

### 3 3000万人署名について

「戦争法制」のときは、憲法違反の法律を廃案にする市民の運動がメディアで報道された。それをもとに多くの人たちが署名し「戦争法を廃止する2000万人署名」は1580万筆集まった。2017年総選挙で立憲民主の得票は1100万票、共産440万、社民と無所属220万。署名+200万人の得票しかできていない。

現状では安倍改憲の危険性を世論が認知していない。3000万署名の運動は、改憲を許さない世論を運動を通じて形成することが求められている。3000万とは国会で発議させないための確かな数字。

2005年の自民党改憲草案では、9条の2に「自衛軍条項」を明記し、そこに「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」を入れるもの。

これはアメリカ軍と一緒に日本軍が戦争をするということを目論んで盛り込まれた条項

2012年の自民党改憲草案では、9条の2に「国防軍」を明記し、同じ文言で、国際的に米軍と共同の軍事行動が可能であることを明記。この文言が安保法制に入れ込まれた。「自衛隊」という組織名は、それを背負っている。

現在「自衛隊」という三文字が意味するところは「安保法制」を前提とする。このことを2分位で語れるようになることが重要。

憲法9条2項は今でも自衛隊の活動を縛っている。署名活動の際の駅頭演説などでもその点を意識して演説してほしい。

### 4 北朝鮮問題について

なぜ北朝鮮はアメリカに届くようなミサイルをつくるためにあれだけやっきになっているのか。今アメリカと北朝鮮は戦争中。「朝鮮戦争」は1953年に「休戦協定」だけ結んで終わっていない。ブッシュは「朝鮮戦争」を終わらせようとした。イラクから大量破壊兵器が発見できず、国際情勢を悪化させただけのブッシュ政権は、北朝鮮との講和条約を結ぼうと試みた。それが六か国協議。北朝鮮とは「休戦協定」しか締結しておらず、「講和条約」は結んでいない。この現状を正確に伝えることが重要。

2017年秋38度線で北朝鮮兵士が逃げようとして撃たれたが、「国連軍の兵士が匍匐前進で助けにいった」と報道された。実際は韓国軍の兵士だが、なぜ「国連軍」だと言われているのか。

国際連合憲章2条の、戦争を国際法違反とするという精神を日本国憲法9条が受け継いでいる。2項で戦力の不保持と交戦権を否認しているが連合国の多くの国は、個別的自衛権・集団的自衛権行使を行う自衛軍保持を認めている。国連憲章の本当の狙いは守られていない。1950年6月25日の朝鮮民主主義人民共和国による大韓民国への軍事攻撃。これに対して、国連安保理事会が開かれる。この時ソ連が出て行って拒否権行使すれば戦争は起きなかった。この時の安保理事会をソ連はボイコット。1949年10月1日中華人民共和国が建国宣言をしていた。しかし当時は台湾に亡命した中華民国政府が安保理常任理事国だった。アメリカ、イギリス、中華民国を軸に朝鮮戦争は連合国による北朝鮮に

対する軍事制裁となった。日本を占領していたアメリカ軍を中心とする「連合軍」が北朝鮮に「軍事制裁」をするというのか「朝鮮戦争」であった。

このような情勢の中で 1951 年 9 月サンフランシスコ講和条約締結。そして、同日、旧日米安全保障条約が締結された。このように朝鮮戦争下で結ばれたのが「日米地位協定」。だから、植民地以下の不平等条約として結ばれた。1960 年の改正でも変わらない。すべての日米の不平等状態はここから始まった。

38 度線は国境ではない。休戦しているライン。だから、朝鮮戦争を終わらせることが北朝鮮の核開発を止めさせ、今の米朝の緊張状態を終わらせる最も現実的で有効な方法。しかしこれを困難にしたのが六カ国協議に協力しなかった第 1 次安倍政権。六カ国協議は朝鮮戦争の当事国の講和に向けての協議。北朝鮮と、中国・ロシア、韓国と、米国・日本とで朝鮮戦争をどう終わらせるのかを議論するのが六カ国協議。しかし、安倍首相は拉致家族問題を突然持ち出して協力をしなかった。拉致家族問題は当時の安倍政権の浮揚策だった。これが六カ国協議の足を引っ張った。

そもそも、なぜ日米安保条約が締結されたかという、ソ連が核保有をしたため、日本は、アメリカの核の傘に入ってまもってもらおうという論理。しかし、1991 年末ソ連が崩壊。その後、アメリカは日本に憲法を改正しろという圧力をかけてきた。ソ連が崩壊したため、国連安保理が常任理事国によるボイコットなく動くことができるようになった。この時期にイラクのクェートへの侵攻。安保理で経済制裁をしたのち、軍事的圧力をかける多国籍軍に自衛隊を出せとアメリカから海部政権に対して圧力。当時の自民党の小沢一郎幹事長は憲法前文を根拠に集団的自衛権拡大を解釈改憲で実現しようとしたが、自民党ハト派に反対された。アメリカは、日本は「金を出して、血と汗は流さないのか」とさらに圧力をかけてきた。

そこで宮沢喜一政権は PKO 法案を 92 年に成立させ、93 年に内閣不信任案を出され、本来は通るはずがなかったが小沢一郎一派が造反して可決し、解散。複数政党が「9 条を変えて国際貢献のできる日本を」というスローガンで総選挙。その結果、「小沢政界再編」で 7 党 1 会派による細川連立内閣が成立。細川内閣は、改憲大合唱の情勢の中で成立した内閣であることから、改憲勢力が 3 分の 2 を超えられるように「小選挙区制」を導入した。

そのようななか、ソ連が崩壊した余波がさらに発生。ソ連の核関連施設が周辺国家内に残置された。北朝鮮内にソ連が持っていた核開発施設があるとわかったのが、91 年の国連加盟、同時に核不拡散条約に参入の直後。アメリカは北朝鮮の核を煽った危機。新たな「朝鮮戦争」の危機となる。

しかし、韓国では第二次朝鮮戦争をおこさないとして北朝鮮の 91 年の国連加盟（同時に核不拡散条約に参入）の直後アメリカの要求を突っぱねた。そうすると、アメリカ軍が出撃できるのは日本からだけだった。朝鮮労働党の友党だった社会党をはずすため、小沢が羽田政権樹立。この当時は、自民党の金丸信と日本社会党の田辺誠により日本と北朝鮮は国交回復直前だった。これが佐川急便事件でつぶされた。

94 年、米朝枠組み合意で、核開発をしない代わりにエネルギー支援の約束をした。これにより一応の問題はなくなり朝鮮半島の核危機は一応終息したかに見えた。そこで社民党が政権に入っても大丈夫な情勢ができたため、河野洋平氏の采配で村山自社さきがけ連立政権ができた。しかし、金日成が急死、金正日が世襲。アメリカが、米国の大統領と同じ地位を世襲するのかと批判をして、また朝鮮半島危機が発生。

社民の村山政権に対して、自衛隊と安保に対する見解が国会で追及され、自衛隊合憲、安保堅持に転向した。こうして、非改憲勢力はつぶされた。このように系統だって非改憲勢力がつぶされていったのが 90 年代前半。

## 5 9 条の会の設立経緯

このままだと改憲をそのままやられてしまうという危機感のなかで、2004 年 6 月 10 日に「9 条の

会」を作った。9人の呼びかけ人は、すぐにも改憲をやられそうだという認識だった。

9人のビックネームで運動を進めようとしたのに、ほとんど報道してもらえなかった。そこで全国で講演会を開催した。この草の根運動を芽のうちに摘み取ろうとしたのが小泉郵政選挙だった。

## 6 今後にむけて

立憲野党がとった得票数は2000万人署名の1580万筆+200万

だから3000万人署名は改憲発議をさせない運動で安倍政権に本当に勝つための数字。

平和フォーラム、憲法共同センター、戦争させない！9条壊すな実行委員会をプラットフォームに共闘したのが「総がかり行動実行委員会」。

市民の運動が野党共闘を促進するまで成熟していった。これを分断しようとしたのが、昨年9月の「国難突破解散」と小池百合子新党策動。しかし、SNS中心に市民がよびかけて立憲民主党ができ野党第1党。3000万人署名をやっても安保改憲の危険性については、テレビも新聞でもまだ報道されていない。ひとりひとりと対話をして声をかけていくことが必要。

朝鮮戦争を終わらせる講和条約を結べば、比較の日韓の強い協力で北朝鮮だけでなく米・ロ・中に対しても、いつまでに核を廃棄するかを約束させる条項を入れることができる。これを主導できるのは9条を持つ唯一の被爆国日本の総理大臣しかいない。だから安倍改憲ではだめだという世論を広げていく必要がある。

## 質疑応答

### 野澤団員（旬報）

以前、3項を付け加えると2項が死文化するということを伝えるのが難しいとおっしゃっていた。わかりやすい、スローガンが必要ではないか。先生はどのようなことを考えているか。

### 小森教授

2分で話せる、600字くらいでまとめられるように、「3項に「自衛隊」を書き込むとその3文字がアメリカ軍と世界で一緒に戦争をすることを認めた「安保法制」を背負ってくるので、9条2項が無効になる」という内容をたくさんバリエーションをつくって宣伝することが必要です。

### 小部団員（東京）

「9条の会」の性質。いままで懇談会のようなものだったが、これが運動体として3000万人署名にはいることにどのような意味があるか。

### 小森教授

署名行動自体が「9条の会」の、改憲に反対し9条を生かしていくという運動の当初の「呼びかけ」に合致している。この運動こそが「9条の会」の目的とそのもの。だから会として参加した。

### 須藤団員（代々木）

北朝鮮だけではなくて、嫌韓嫌中の部分がいま日本にあって話にくいと思う。また核戦争の危険についてどのように話せばいいでしょうか。

### 小森教授

北朝鮮がなぜ核開発にやっきになったか。2002年にブッシュが一般教書演説で、テロ支援国家としてイラク・イラク・北朝鮮を名指しした。イラクは国家そのものを壊滅させた。しかしイランは既に核兵器を保有できる条件を持っていた。そのために攻撃されなかった。だったら北朝鮮も核を保有するしかないというのが金正恩に刷り込まれた考え。アメリカが特定の国に対してテロ支援国家指定をして、軍事攻撃することをやめさせることが必要。しかも、問題の根本は朝鮮戦争が終わっていないところにある。六か国協議は現実性がある多国間安全保障に道を開く。9条を持っている日本の役割

を生かせる政治感覚のある内閣を作る必要がある。

藤本団員（東京合同）

北朝鮮とアメリカは戦争中だ。ということを明確に言う。そして戦争中の国と一緒に集団的自衛権を行使するということを明確にいう必要がある。詳しく説明してもらえてよかった。

安保を背後に控えた自衛隊を書き込むということ言わないといけない。安保法制がすくなくとも専守防衛ではないのではないのですか？ということをお話しないといけないのではないのでしょうか。

小森教授

おっしゃるとおり。安保法制がどれだけ危険な内容かということ、具体的な文言から説明すると納得してもらえた、と全国の署名対話の経験から報告されています。すべての有権者とかなり突っ込んだ話をする必要がある。

## 憲法・沖縄問題に関する討論

船尾次長（城北）リード発言

決議案に関して、情勢報告を行う。

まず、3000万人署名について。安部9条改憲の発議を阻止するためには、署名を成功させることが必要不可欠。今回の改憲が発議をされてしまうと、審議→国会発議→国民投票という流れになってしまう。3月頃には自民党の改憲草案が出され、5月頃に他党と調整した発議案が出される見込み。支部では5万筆を目標にしている。2000万人署名の時は28000筆くらい集まった。目標達成に向けて頑張りたい。討論では、事務所での取組みの紹介などをお願いしたい。



改憲に関しては、国会内の審議が4~5ヶ月、発議まで6ヶ月くらいかかる見込み。3月のいっせい地方選挙、7月の参議院議員選挙、5月の天皇退位・即位というスケジュールを考えると、国会提出のタイムリミットは近い。国会に出されたら困るという認識で取り組む必要がある。

次に、沖縄関係について。沖縄の政治的背景については小森先生からお話があったとおり。現地では基地反対派が過半数を超えている。新市長も基地容認とは言っておらず、基地のことは争点になっていない。県知事の権限によって新基地の建設を阻止する活動も必要であろう。

島田団員（旬報）

一昨日、参議院の憲法審査会を傍聴した。それぞれの党が立場を表明。自民、維新、希望は3項追加を主張。北朝鮮問題を前面に出して、日本の安全、国民の生命を守るため、現行憲法は国民が関与していないから国民が関与する必要があるといった発言があった。公明党からは2人の議員が発言。54条の参議院の緊急集会の規定について過去2回招集されたが有効だったのか検証する必要がある、改正には国民の幅広い理解が必要であるといった内容。9条には一切触れなかった。これが公明党の現在のスタンスであろう。民進、立憲、共産、社民からは、自衛隊の現在の実体が知られていないとの批判や、日米地位協定は一度も改訂されていない、米軍事故の調査すらできない、憲法改正どころではないといった発言があった。立憲からは、地位協定のほか多数の密約がある、有事の指揮権は米軍にあり主権国家ではなくなるといった発言。共産からは、安倍政権は自衛隊の実体を国民に明らか

にしていない、専守防衛ではない、沖縄、青森の墜落事故、岩国の夜間離着陸訓練、本土でも国民の平和的生存権が侵害されている、という怒りの発言があった。今のところ、政党数は改憲賛成：反対は3：4。公明がどちらにつくかで大きく変わるので公明の立ち位置が重要。

憲法を変えるのではなく、現実を変えるべきだが、翌日の新聞報道では、そういう観点からの記事が少なかった。

日米安保や地位協定の実体、自衛隊の実体を国民に広く知らしめていく必要がある。2000年代初頭から戦争をする国に踏み出している。3項加憲では、国民が戦争する国を認めることになってしまう。

有事に関して、世界の中で日本を攻める国があるとすればどこか。北朝鮮、中国、ロシア以外考えられない。したがって、6カ国協議を再開させることが重要。市民運動として再開を求めていくことが重要ではないか。北朝鮮が核ミサイルを発射した場合、1秒に2000～3000メートル進むと言われているので、打ち落とすことは困難。迎撃ミサイルは何の役にも立たない。核戦争になったら両国とも被害を受ける。韓国、日本も被害を受ける。それを防ぐためにも6カ国協議の再開は重要である。

#### 久保木団員（城北）

ネット世論に関して発言する。

最近ツイッターを初め、改憲の問題に取り組んでいる。ネットスラングでネトウヨ、ブサヨ（ブックサヨク？）という用語があるが、ネットでは右翼の勢力が強い印象。最近の若者は、ニュースを新聞で見ず、ネットで見ている。ネットでの活動が重要であることを認識する必要がある。

もっとも、ネットの議論は、例えば、北朝鮮が怖いから改憲しろなどというものでレベルが低い。ネットの人は改憲によって日本の防衛力が上がる、ステータスが上がると考えている。左翼は現実を見ていない、北朝鮮のスパイという論調。

北朝鮮脅威論について、政府が危機を煽っており、実際の脅威は大きくないと思う。ただ、ネットでは議論しない方がよいと思う。よく分からないから怖いのではないか。北朝鮮が日本に攻めてくることあるかな、むしろアメリカが北朝鮮を攻める方があるんじゃないかな、というような抗弁的な議論をするのが有効ではないか。

国民投票について、ネット利用者は、安部が好きか嫌いか、自衛隊が好きか嫌いかで判断するのではないか。それに対しては、自衛隊の正体を明らかにすることが重要ではないか。自衛隊の活動は災害救助の写真ばかり。訓練の写真などを見れば戦争を前提としていることが明らかになる。

団員の皆さんには、ネットでの活動にも取り組んでいただきたい。世論がつかめるし、発信することによって世論を作ることもできる。

#### 金団員（台東協同）

沖縄関連について、東京MXのニュース女子の番組で、高江の反対運動はテロリストのような人間が支配していると報道された件、12月14日にBPOの放送倫理検証委員会が「重大な放送倫理違反があった」との意見を公表した。また、辛淑玉さんはBPOの放送人権委員会へ申立を行っており、3月8日に結果が出される予定

ニュース女子は、現場での取材を行うことなく、沖縄の人は現場にいない、本土から活動家やテロリストが来ている、辛淑玉というカリスマが金を集めて煽っているという報道をした。辛淑玉が親北朝鮮派という報道は事実に反しており、代理人として名誉毀損を主張することを考えたが、辛淑玉さんから名誉毀損と主張することは在日コリアンを切捨てることになりかねないから、主張して欲しくないと言われた。

リード発言にあったとおり、沖縄問題は沖縄だけの問題ではなく、東京支部で取り組むことに意義がある。引き続き沖縄問題に取り組んでいきたい。



#### 吉田団員（三多摩）

小森さんの話を聞いて、朝鮮戦争は休戦状態であることをあらためて認識した。横田基地には国連軍の旗が立っており、横田の米軍は国連軍としての性格も有していると聞いたことがある。

改憲問題にどう取り組むか。3月25日に自民党改憲案が取り纏められることが予定されており、団本部では意見書を作成予定である。

学習会でいかに分かりやすく説明していくか、団通信に投稿して欲しい。基本的なスタンスは、9条の会の加藤周一氏が言っているとおり、難しいことを分かりやすく言う、具体的な事例をあげて説明することであろう。

事務所では、月に10～15件、学習会の講師をしており、事務所内で経験交流しながら取り組んでいる。HPにはQ&Aのページも作成した。9条に自衛隊を明記することは、軍隊を持たないという憲法とは質的に異なった憲法になることを強調するようにしている。

3000万人署名について、署名用紙返送者に切手を貼ってもらっているが、2300筆くらい集まった。固定の支持層以外にどう広げていくかが課題である。地域でも仕掛けを作ることが重要と考えており、学者などを呼んで憲法の交流会を行う予定。引き続き、改憲の危険性を訴えていきたい。

#### 早田団員（旬報）

あすわかの活動について報告する。何となく自民党に投票する人が改憲派かというところではない。若年層の自民党支持率が高いと言われているが、この層は安倍政権しか知らない。今の20代は湾岸戦争を知らない層。このような層に対して、どのようにアプローチしていくか、映像などで印象を持ってもらうことが重要であると思う。

改憲に関して、共感してもらえるかが重要ではないか。専守防衛であれば賛成という層が多い。災害救助を頑張っている自衛隊萌という層もいる。そんな自衛隊に、こちらから戦争を仕掛けさせていいのかという論点を設定することがポイントになるのではないかと。

学習会に来るのにハードルを感じている層に対するアプローチとして、SNSで発信をすることも重要である。あすわかのSNSをフォロー・拡散して欲しい。

これまでの活動を通じて、リアルでの対面も重要であると感じている。憲法カフェの講師を積極的にやって欲しい。特に北関東では講師が足りない状況、あすわか未加入の若手団員にはぜひ加入して欲しい。

#### 須藤団員（代々木総合）

憲法に自衛隊を明記することに無関心な層がいる。そこにどう切り込んでいくかも課題である。署名が集まらないという話が出ているが、改憲はこれからなのでしっかり取り組んでいけばよい。

国会は改憲勢力が多数を占めているが、維新や希望の中にも一定の抵抗が出てきている。公明党は平和な党であることを強調しているので、公明党へのアプローチも重要であろう。

3000万人署名について、返信用封筒を付けており、1000筆くらい集まった。より広げるために、知人などに封筒を手渡しすることも検討している。

戦争体制の自衛隊を認めると、防衛義務、愛国心義務など第二次の軍事改悪が必ずあるということを確認するようにしている。自衛隊員の中には海外派兵などによりPTSDになっている人が50数人いると言われているが、安倍政権はごまかしている。9条は自衛隊員とその家族を守っている。引き続き改憲阻止に取り組んでいきたい。

#### 並木団員（旬報）

今年は改憲阻止が重要なテーマになる。安倍政権の狙い、危険性を訴えるとともに、憲法の重要性を訴えることが重要である。



実行委員長代行を務めている憲法フェスティバルの取組みについて報告する。憲法の裾野を広げる、憲法に触れてもらうことを目的に行っており、今年で32回目。5月26日にニッショーホールで開催予定。今年のテーマは、子どもたちの未来と憲法。ジャーナリストの青木理氏や川口創弁護士を招いて対談などを行う予定。一昨年から昨年にかけて、保育園問題、森友の幼稚園問題等もあったので、親の視点からも問題を取り上げる予定。ぜひ支援をお願いしたい。

#### 白神団員（八王子合同）

改憲阻止のために講演活動でどういふことを意識しているか話したい。全国で取組みを行っており、月7回くらい講演している。大事にしているのはリアリティ。戦争を体験していない世代に、戦争がいかにか命を脅かすかを知らせるように意識しており、最近ではパワーポイントを使用してイメージを持ってもらうようにしている。

9条改憲は、自ら海外に行つて戦争を行い、他人を殺したり、自分が殺される危険に直面し、結果的にテロリストを生み出してしまふことになる。災害救助で頑張っている自衛隊員をそんな活動に従事させていいのかという切り口が重要ではないか。

講演では、自分の体験談をふまえ、今の憲法の価値も語るようにしている。また、展望や希望を語るようにしている。昨年の衆院選では、断然にめげずに野党と市民が共闘した。世界的に見れば、軍事同盟は人口比66%から16%に減少し、平和共同が増えている。

講演では、聴衆の性格に応じてアプローチを変えるようにしている。正義感の強い層には、政治を私物化するような総理のもとで改憲していいのかという切り口。情に厚い層には戦争の悲惨さを訴え、自由をこよなく愛する層には緊急事態条項の危険性を訴えている。損得感情論の層には、労働問題や貧困問題などの生活に結びつけるようにしている。

中央大学では人権ゼミに取り組んでいる。地域で若い世代に訴えていきたい。

#### 佐藤団員（三多摩）

学習会などについて。自衛隊に対していい印象を持っている割合は9割を越えている。他方、3年ほどの前の調査では、6割弱は自衛隊の規模は今の程度でよいと考えている。これらの層にいかにかアプローチするかが重要ではないか。9条改憲は自衛隊の規模拡大に結びつくという切り口も有効であると思う。引き続き、改憲阻止に取り組んでいきたい。

#### 青龍団員（東京）

特別報告集23ページにある高江の自衛隊派遣住民訴訟について。

2016年7月の参議院選直後から、反対する住民などを排除するために警視庁の機動隊が派遣されており、給料相当額の返還を求めている。訴訟要件はクリアでき、今後、違法性の審理に入っていくところ。原告が184名いるので、実働メンバーとして参加して欲しい。

沖縄問題に関して、東京事務所の9条の会で講演会を行い、200名くらいの参加があった。

3000万人署名について、目標8000のうち3000筆くらい集まった。四谷周辺の寺社を回つて憲法カフェの開催提案を行い、ブログに乗せたところ、キリスト教系雑誌記者から連絡があった。また、ゆるキャラを作つて街宣活動も行っている。今後も様々な取組みを行つていきたい。



#### 萩尾団員（渋谷共同）

先日、安部首相は先制攻撃を容認する発言をした。これは大問題である。久保木団員の発言を聞いて思ったが、北朝鮮が危ないのではなくてアメリカが危ないのではないか。トランプ政権になって北朝鮮に対する攻撃を言及するようになっている。

憲法ができた後も船員など民間人の死者が出ており、戦争になればもっと死者が出る。朝鮮戦争の時は、多摩地域の弾薬庫で爆発が起こって23名が死亡している。

3000万人署名は9条改憲反対が中心だが、緊急事態条項の危険性も訴えていく必要があるのではないか。

大久保団員（城北）

3000万人署名について、ティッシュ配布などの街宣活動に取り組んでいる。1200から1300筆集まった。あと1500筆は集めたい。返信用封筒に切手を貼っている。

5月11日には、ジャーナリストの太田昌克氏を呼んで、講演会を予定している。また、事務所ニュースで改憲に関する座談会を行ったところ、それなりの反響があった。学習会の講師依頼も多く、対応している。若手が語ることも重要であると思う。学習会では、来ている人に講師になって欲しいと思って、できるだけ対話形式を取るようになっている。平和な未来を残したいという思いで取り組んでいる。

大久保団員（旬報）

1月25日にマリオン前で宣伝活動を行ったが、チラシの受取りはあまりよくなかった。小森先生の話にもあったとおり、戦争法制のときは異なり、世論を作るところからやらないといけない。

ネットの取組みをどうするかについて。ネットには情報があふれている。ネットから情報を得る人は、自分の興味のある分野を見るか、たまたま目に付いた記事を読むのがほとんど。どのように目に付かせるか、画像などを活用することが重要ではないか。画像や図、表などビジュアルで示すと拡散しやすいと思う。あすわかではイラストレーターに描いてもらって拡散している。他方、ベテランの方に分析などをしていただくことも重要になると思う。

街宣の時も、パネルなどを使うと目に付きやすく効果的であると思う。引き続き様々なことに取り組んでいきたい。

## 治安・警察問題に関する討論

樋谷次長（東京合同）リード発言

安倍政権は政権発足後、2013年に特定秘密保護法、2015年に戦争法を強行採決、2016年には盗聴拡大、司法取引導入を含む刑事訴訟法の改正案を提出し、2017年共謀罪法を強行採決し戦争する国づくりを進めるべく治安強化の動きを加速させている。共謀罪法については、皆さんご存知のとおり非常に危険をはらんでおり、これまでの刑事訴訟法の仕組みを根本から覆すものである。さらに、今後捜査機関が監視活動、情報収集活動を強化していくことが明らかである。

安倍政権の治安強化の動きに対して、どのように対処していくか、共謀罪法をいかにして発動させず廃案に持ち込むかということについて議案をあげているので、各団員・事務所に取り組みと併せて議論していただきたい。

弓仲団員（たんぼぼ）

共謀罪法廃止の戦いはこれからも続けていく必要がある。残念ながら、共謀罪法の成立を止めるこ

とができなかったが、共謀罪法を成立させないたたかいのなかで市民との共同を築いてきた。その後、解散総選挙となり、一緒に戦った民進党議員の多くが希望の党へ行ってしまい心配は色々あった。希望の党へ行った議員のなかにも共謀罪法反対ということで一緒に議論し頑張ってもらった議員は何名もいる。立憲民主党に残ってずっと頑張っている方々もいるし、共産党の方々も頑張ってくれている。

立憲民主が躍進したという結果を踏まえて、希望の党の中にも一緒にやっていける人もなかにはいるのではないかと、そういう人とは一緒にやっていく努力を今後も続けていきたいと思っている。前の国会で共謀罪を廃止する法案を提出したが、希望の党はそれに加わらなかった。しかし、今後は加わっていく可能性もあるだろうし、希望の党のなかにいる協力できそうな方々と連携を深めていく努力を続けていく。共謀罪弁護団のなかで自由法曹団が大きな役割を果たすことになるであろうし、共謀罪の適用を許さないたたかひも、敏感にアンテナを張っておかしなところがあれば皆で議論しそれに対応していく、そういう努力を共にしたいと思っている。頑張っていきましょう。

山崎友代さん（国民救援会都本部事務局長）

私からは、国民救援会の共謀罪発動させない、廃止を求める取り組みを報告させていただきます。

国民救援会東京都本部では、共謀罪法が残念ながら強行採決された後、発動させない、廃止を求める力強い取り組みをしようということで活動している。具体的には、国民救援会で作成した共謀罪廃止のビラ配布や、「憲法違反の共謀罪廃止」という学習資料を作成した。廃止署名に積極的に取り組み、学習会も積極的に開催している。先取り事案と言われている、倉敷民商弾圧事件、大垣の市民監視事件の学習と支援を進める。学習会の際には自由法曹団の先生に講師を依頼させていただき、映画鑑賞や支部大会での学習など工夫をしていく。

鈴木亜英団員が行った「共謀罪で警察はどう動くか」という学習会では、多くの参加があった。

治安維持法陪同盟が作成した「種蒔く人々」という DVD。治安維持法でこんなに苦しむ人がいるんだということがわかる。倉敷民商弾圧事件の学習会と併せて共謀罪もきちんと話すということを中心に行っている。

映画スノーデンの上映では、最大東久留米で 270 人参加。町田での、「町田のまちから警察の市民監視を考えるつどい」には 100 名近くの参加があった。

救援会が発動阻止に力をいれるのは、共謀罪法が発動されてしまうと改憲策動の下支えにもなってしまふからであり、そのために共謀罪法を発動させない取り組みは重要。引き続き署名を高く積み上げていく、廃止法案を提出する野党をしっかりと応援していく。

## 労働貧困問題に関する討論

大久保次長（旬報）リード発言

労働者を保護する働きかた改革をもとめ、安倍「働き方改革」一括法案に反対する決議、本部決議参照。この間、働き方改革の法律案要綱が発表。ポイントは一括法案。8 個の法案をまとめて通そうという点が問題。裁量労働制の問題について、不適切なデータは当然、さらに範囲を拡大して一般的に適用する点が問題。絶対拡大を許してはならない。

上限規制の問題。実態は毎月 80 時間年 960 時間、過労死防止としては全く実効性がない。また適用除外が多くある。

高度プロフェッショナル制度については、要件を満たせば働か



せ放題になる法律。健康確保措置も年間 104 日以上休日、4 つの措置のいずれかをとればよい。労働時間規制が及ばない労働者が生まれてしまうことが危惧される。一度制度が創設されれば対象がかくだいされてしまう。断固阻止しなければいけない。

同一労働同一賃金について制度を整理しようとしている。規制の内容としては不十分なものと言わざるを得ない。直近日本郵政の 20 条裁判も出ている。2018 年には無期転換問題が問題になると思われる。真の同一労働同一賃金が求められる。

貧困の問題についても資料があるので議論をお願いする。相対的貧困率について、国民生活基礎調査によると、H27 の相対的貧困率は H24 に比べると若干減少しているとされている。ただ、これは手取り収入の中央値 50% 以下のもの。中央値である貧困線自体が低下している。生活実感についての貧困も問題。安倍がエンゲル係数の増加に食生活の豊かさが現れるなど述べているが、当然誤り。食料の価格が上昇していることも要因。さらなる生活保護水準の改革について支部も批判をしている。

#### 鷺見団員（代々木総合）

「不適切データに基づく働き方改革一括法案の国会提出の断念を求める声明」を本部で上げた。裁量労働制は過労死を拡大する。実は別の研究機関が調べたものがあるが、これを出すわけにいかなかった。従前の都合のいいところだけを出してきた。ねつ造と言えねつ造。当面の戦いはこの問題を徹底追及する。団本部としては追加の意見書を出していく。異常値データが百十何個もある。データ全部調べるといっている。調べなおすと 3 か月かかる。調べなおしてもらったべきだ。

是非声明をベースに運動してほしい。提案を断念させれば安倍政権は崩壊する。頑張りましょう。

今回の一括法案は労働時間、格差固定化、請負化。三本柱。労働法のない世界をつくらうとしている。戦後の労働政策の大転換を許さない運動を。頑張りましょう。

#### 山添団員（やまぞえ）

国会内で野党 6 党が繰り返しヒヤリングをしているが、2013 年以降ジルトがデータを出さなくなった。事実に基づいて政策立案するということをやらなくなった。

不適切データは一日の残業時間が 45 時間というもの、しかし 1 か月になると 13 時間になるものもある。①調査をやりなおせ。②法案提出やり直せ、③佐川、明恵氏、森友理事長喚問、という要請を昨日したが、政府は突っぱねることができなかった。

裁量労働制がここまで世論で問題になったことはない。法案提出を断念させるためにたたかう。

5 年を超える有期契約満期の際の無期転換。どうするかという問題についてヒヤリングをすると、未定との回答がおおい。独立行政法人が 5 年を潜脱することを率先している。労働者に無期転換権を広げるべきだ。

改憲についても一言。

2 月 5 日、自衛隊を憲法に書きこんでも変わらないと安倍首相が発言。自衛隊の正当性を憲法に書き込むことが我が国の安全性に重大な影響があると安倍。国民投票で否決されてもかわらないと安倍。矛盾している。米軍と一体化した日米同盟と一体化した自衛隊というとらえ方が必要。どの党もその点を指摘しない。護憲的改憲論も憲法の字づらだけでこの点が指摘されていない。

#### 青龍団員（東京）

特別報告 83 頁。メトロコマース裁判の現状。東京メトロの販売業務をしている正社員と非正規社員の賃金差別。昨年 3 月地裁判決、基本給賞与手当の差は不合理でないと判断。判決は販売業務の非正規社員との比較対象を全正社員としている。本来は同じ業務の正社員と比較しなければいけない。正社員には駅員業務や管理職を含めて比較している。控訴理由書にもその点記載して、意見書もだしている。高裁でいま進行協議で争点整理をしている。

労契法 20 条では今最高裁で 2 つかかっている。その内容によっては影響を受ける。

どの裁判例も就業規則上配転の可能性があればそれでアウトになる。山添さんには解釈についても政府答弁引き出してほしい。

#### 尾林団員（八王子合同）

東京過労死弁護団幹事長として。今年は過労死弁護団 30 年。1987 年に心臓疾患についての認定基準ができた。当時は週 1 で休日をとっていれば労災に当たらないとしていた。少なれば年間 19 件しか認定されなかった。95 年には直前 1 か月へ、2002 年に 6 か月へ、今の基準が確立した。

このような過労死ラインそのものが、遺族と弁護団とが勝ち取ってきたものだということを忘れてほしくない。そして事後的救済から、事前に防止する 2014 年に過労死防止推進法をつくった。わずかに十数名の遺族と弁護団で集めた。全国 55 万筆、超党派でつくった。

昨年の安倍の 100 時間でいいという合意ニュースについて、中原のりこさん（家族の会代表）のコメントがながれた。過労死防止の審議会に家族の会が入ることになり、NHK も発信せざるをえない状況をつくっている。

この 30 年積み重ねてきた努力を裁量労働についての改悪反対に捧げます。

若い団員のみなさんは、認定基準が判例上取れなくてもたたかってほしい。変えてほしい。個別の事件解決だけではなく職場を変えてほしい。

#### 並木団員（旬報）

IBM ロックアウト解雇事件報告。突然終業時間間際によびだして解雇通告。解雇理由は一律一緒に業績が低い状況が続いていて改善の見込みがない。具体的にどのてんが能力不足かと書いてない。団交で解雇理由を明らかにしろと言っても明らかにしない。労働者は解雇理由がわからないのでどうしていいかわからない。さらに自主退職の形をつくって解雇を争えない状況にしてしまう。IBM は 2012 年までは退職強要だったが、時間がかかる、労力がかかる。このようなロックアウト解雇は 30 分で退職に追い込める。

1 次訴訟～5 次訴訟まで提起した。3 次訴訟は勝利的和解（4 人のうち 2 人復職 2 人会社都合退職）。4 次訴訟は勝利判決復職。1～2 次訴訟、地裁判決後高裁で争っていたが、昨年未共に和解が成立した。のこるは五次訴訟。今高裁で争われている。そろそろ和解に入りそう。ほかにも多くあるので IBM の労働者に対する不当な攻撃を排除したい。安倍雇用改革にあらがっていききたい。ご支援を。

#### 中川団員（東京）

労契法 20 条の闘いもあるが、18 条＝無期転換権の闘いもある。

東北大の雇い止め問題では、私は刑事告訴・告発の代理人をしている。過半数代表者が適法に選出していないという労働基準法 90 条違反。母数に非常勤講師を入れていなかった。

日大でも過半数代表者の問題があるが、赤旗以外の一般のマスコミは取り上げていない。代表者を信任投票でなく不信任投票とする。労基署関係者に聞いたが、聞いたことがないと言っていた。どこもやっていない。告発と申告をしている。

労働基準法には罰則がある。かつて、支払っている賃金に対して過少にしか保険料を支払っていない企業を健康保険法、厚生年金保険法違反で告発したことがあったが、罰金が科された。争議の中で労働法違反を問うことは有効と考える

#### 萩尾団員（渋谷共同）

CAD 報告。職場復帰の和解が成立した。民間委託問題。いままでストも含めてやってきた。学者の論文も出して追求してきた。求釈明を繰り返してきた。まじめな公共団体、企業には有効。労働委

員会と裁判を並行してやった。労働委員会は尋問をじっくりやってくれる。引き続きこの成果とともに取り組んでいきたい。

働き方改革の問題について。時間にとられない働き方、我々弁護士のような働き方になってしまう。

#### 金井団員（東京）

明治乳業の現状報告。中労委も都労委に引き続き負けたが、早期に和解しろとのことだった。会社に強く要望するとの話だった。4月に行訴を提訴。早々に地裁で和解を入れさせようとする戦略のもとで3回目の期日に裁判所が早期の和解勧告をしたが会社がこれに応じなかった。今回、再度の和解勧告があった。社会的包囲で会社を和解につかせるしかない。

特別報告集に報告しているが、明治のチョコレート、おいしい牛乳、R1 飲むヨーグルトが明治を支えている。R1 はインフルに効くとして売れた。昨年、高カカオチョコレートが売れた。明治と内閣府のプログラム（山川プログラム）で、これを食べると脳が若返ると言い出した。科学的根拠がない。去年の5月から検証が始まり、内閣府が2月に検証結果を報告した。科学的根拠がないことを争議団として叩いている。オリンピックのゴールデンパートナー契約をしている。不買運動を広げてほしい。

#### 林団員（代々木総合）

日弁連の過労死問題の院内集会について申し込みが少ないので是非参加を。

貧困問題について。労働市場から排除あるいは入れない人の問題。年金が減額されている一方で軍事費が増えている。医療費の窓口負担が上がっている。社会保障削減の中でも生活保護費の削減がひどい。今、就労指導がかなり厳しく行われている。就職活動してくれという指導だが、この指示を守らないと停止。停止守らないと廃止する。ハローワークに行く交通費すらないのに。立川では廃止後に自殺したこともある。就労指導が厳しいからブラック企業に行かざるをえないことにもなっている。

債務整理、刑事事件、離婚事件等、支援が必要な生活困窮者に弁護士は気づく機会が多いはず。

生活困窮者は社会から孤立している。話を聞いてくれる人がいない。法律問題ではない相談も含めて話を聞くことから始めないと本当に何に困っているのかわからない。時間と手間がかかるが、お金にはならない。

生活困窮者の中には仕事が長続きしない、風呂に入る、歯を磨く、着替えをするといった日常生活習慣も身につけていない人も多い。こういった人に接した時に「だらしのない人だ」と切って捨ててしまっただけでは支援にはならない。その人が、なぜそのような状況に陥っているのか、背景を知る必要がある。そこには、過酷な生い立ちや、恵まれない家庭環境、低学力、成功体験の欠如、知的障害、発達障害、精神疾患など様々な事情がある。しかも、多くの場合は複数が絡み合っている。

生活困窮者支援は裏切られるのが仕事である。依頼者が約束を守らない、連絡をくれない、金を払わないのは日常茶飯事である。これを当たり前と覚悟して支援に取り組むことが必要である。

#### 小部団員（東京）

B 肝問題について。北海道から10年前に連絡があった。東京支部で訴訟を始め、3年ほどして厚労省までテント張って和解合意ができて、給付金がでる形になった。

患者であることを知られると色々あるので、まだ裁判に踏み切らない人が多い。過去の損害賠償は取ったが、将来の補助がまだない状況だった。4年ほど前に100万署名をとろうとして全労連や民医連、県労連、自治体、病院等を回り52万筆あつめたが、衆議院参議院で請願署名が採択されて、与党議連ができて予算化された。将来の医療費がとれた。歯医者を使いまわし問題や除斥問題にも取り組んでいる。

## 教育問題に関する討論

仲里次長（東京東部）リード発言

「教育再生から憲法改正へ」、日本会議が設立10周年記念の挨拶で述べているフレーズ、教育問題を考えるとき、この視点を強く意識する必要がある。憲法改悪に向けた動きにともない、この間、家庭教育・学校教育への介入が加速している。

家庭教育支援法案が国会に上程されようとしている。あわせて幼児教育振興法案が進められようとしている。これらはいずれも国が望ましいと思う価値観を基本方針として定め、地方公共団体におとし、浸透させる枠組みである。家庭教育・幼児教育などあらゆる教育の場を利用して、国にとって都合のいい人材育成が目指されている。家庭教育支援法案については、戦時家庭教育指導要項及び超訳を見て頂ければ戦争するための人づくりの法案であることは明らかである。

道徳の教科化。国が一定の価値を定めて押し付けるという教科化自体が誤りであるという問題と、教科書がよりどころとする学習指導要領の内容がひどいという問題がある。法やきまりを進んで守ることが強調されているため、教科書では、ルールの見直しという発想は一切示されず盲目的にルールを守ることがよいとされている。また、学習指導要領に愛国心が定められているため、教科書では日の丸君が代を大切にすることが要求される内容になっている。

小学校では今年から道徳の教科化のもとで授業が行われ、道徳性に係る成長の継続的な把握、指導をとおして、繰り返し愛国心など国に都合の良い価値が植え付けられることになってしまう。

今年は、中学校の道徳教科書採択が行われる。中学校の学習指導要領では、順法精神、公德心として、より一層義務的な内容が強調されている。また、「日本人としての自覚を持って国を愛する」ことが要求されているなど愛国心教育が押し進められることになる。中学校道徳採択に、日本教科書株式会社が参入している可能性を指摘するブログが出ている。ブログでは、この会社は、晋遊舎と同じ代表であり、晋遊舎は、ヘイト本を多数出版していることが指摘されている。注意が必要である。

高校の道徳の問題。高校の学習指導要領の改訂案が出ており、必修科目として「公共」が新設され、科目の目標に、「自国を愛する」ことが明示されている。「総則」で道徳教育の推進を明記し、倫理などとともに公共を道徳教育の中核的な指導の場面として位置づけている。各学校に道徳教育推進教師をおくと規定しており、まさに小中学校と共通であり、事実上教科化と同じ効果を狙っている。

パブコメが3月15日〆切であるため、ぜひ反対の声を。

大久保団員（城北）

家庭教育支援法について。戦時家庭教育推進要綱と酷似している。お上が家庭内に入り込んで、都合の良い人材を育てる、戦争に参加、協力する人を育てることが進められることになる。

道徳教育の強化とあわせて戦争する人づくりの一環であることは明らか。法案提出阻止に向けた取り組みが必要。

佐藤団員（東京南部）

教科書問題に対する大田の取り組みについて

2017年8月の教科書採択では、道徳の教育出版の教科書を採択させなかった。

これまで大田では、「公正な採択を求める区民の会」が「つくる会」教科書採択を止めるべく活動してきた。そのほか「教育連絡会」を中心に様々な取り組みをしている。

一昨年9月に「教育のつどい」を開催し、昨年6月10日にも開催した。そこでは具体的に採択対



象となる教科書の記載を踏まえた検討・報告をする会としている。参加した人たちに、教科書展示会に参加してもらい取り組み、展示会で具体的な意見を出せるような取り組みをしてきた。地域で一緒に活動していくことは大きな力になる。

## 都政・市民・原発問題に関する討論

船尾次長（城北）リード発言

2018年2月21日に始まった第1回都議会定例会において、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案」（以下「迷惑防止条例改正案」という。）が提出される見込みとなっている。

改正案では、現行の規制に加えて、5条の2第1項第1号に「みだりにうろつくこと」を、同第2号に「監視していると告げること」を、同第3号に「電子メール（SNS含む）を送信すること」を、同第6号に「名誉を毀損する事項を告げること」を、同第7号に「性的羞恥心を害する事項を告げること」をそれぞれ付け加え、新たにこれらの行為を規制の対象として、罰則を重くすることとされている。あわせて、5条第1項2号を改正し、盗撮規制の場所以が拡大されることになっている。

これらの迷惑防止条例改正案は、市民運動、労働運動、報道活動等、本来自由であるべき市民活動に対する警察権力による介入を容易とする道を開くものであり、規制対象を安易に拡大することは断じて容認することはできない。団支部として条例案に反対する取組を行う。

大住団員（東京南部）

「晴海選手村土地投げ売りを正す会」住民訴訟を提起した。市場価格の1割程度の価格で大手デベロッパー11社に売却している。

これは東京都が敷地の単独所有権者、施行者、認可権者という1人3役、個人施行の第1種市街地再開発という手法により脱法、違法な行為が数々行われている。まず、売買について条例又は議会の議決もなく、適正な価格であるかどうかについて東京都財産価格審議会における評価もなされていない。さらに、一般競争入札も行われていない。都市再開発法の規定をも脱法しており、手続きの適正をはかるべき規制が全く機能していない。

宮川団員（みやがわ）

朝鮮人追悼文不提出問題について。議案書で触れられていない。ぜひ都政の問題として取り上げてもらいたい。小池都知事は、なぜ追悼文を出さなかったのか。

理由は二つ。一つは、3月2日に都議会で古賀俊昭議員が追悼の碑文は根拠のないもので日本人を辱めるもので撤去して追悼の辞は止めるべき旨の質問があったこと、二つ目は、朝鮮人虐殺否定論に立つ小池都知事も関連がある右翼団体が慰霊碑の近くで震災犠牲者の追悼式を行ったこと。

小池都知事は、朝鮮人虐殺事実についての認識を問われると「さまざまな見方がある。歴史家がひもとくもの」という見解を繰り返すが、これは歴史修正主義者が使うもの。

また、小池都知事は「関東大震災で犠牲となられたすべての方々への哀悼の意を表している」ともいうが、これは、朝鮮人に対する虐殺の事実から敢えて目を背け、自然災害で命を失った人の慰霊と、自然災害では生き残ったが混乱時に作り出された流言飛語により人の手によって命を奪われた犠牲者などへの慰霊をひとくりに考えからあとは無用」と言うに等しい。

関東大震災時に犯したのと同じ過ち、あるいは類似の過ちを絶対に繰り返してはならない、そのためには関東大震災で朝鮮人らが虐殺された事実を絶対に忘れさせてはならない。

川崎悟（東京合同事務局）

DVD「NO BASE in ROPPONNGI part2」ができました。国立新美術館の隣に麻布米軍ヘリ基地がある。隣接する都立青山公園の敷地を不法占拠もしている。トランプ大統領来日の際にも、横田基地に飛んできて、ゴルフをやって、ヘリでここに飛んできてアメリカ大使館に行った。首都の真ん中に外国の軍事基地が居座り続けていることは独立国として異常です。東京合同も1967年から50年反対運動を続けています。撤去されるまで続ける。

ぜひDVDのご購入を。

※ 総会の記録は、討論におけるすべての発言を記録したものではありません。ご了承ください。

## 退任のご挨拶

### 幹事長の退任にあたって

三多摩法律事務所 長尾 宜行

この2年間は、戦争法の廃止、盗聴拡大・司法取引阻止、共謀罪法案の廃案、そして労働法制改悪阻止など、私たち自由法曹団員が先頭に立って奮闘すべきたたかいが目白押しでした。いままた昨年5月3日にはじまった安倍9条改憲阻止のたたかいが早くも山場を迎えようとしているという状況にあります。

これらのたたかいに臨むにあたって、とりわけ、ふたつのことを心がけるようにしていました。ひとつは、関係諸団体との連携の強化です。労働法制の課題では東京地評など、治安警察関係の課題では救援会都本部などとの連携を強めることによって、運動が厚みと広がりを増すということは言うまでもありません。もうひとつは、ひとりひとりの支部団員のおかれた状況はさまざまですが、なるべく多くの団員が、可能なかぎりの取り組みを行なうにあたって一步を踏み出せるよう、支部が必要なサポートをしていくということでした。つまり、ただ学習会の講師を積極的に行なうべし、3000万人署名の取り組みのために奮闘せよ、とだけ提起するのではなく、たとえば、支部執行部として、学習会向けの資料や情報の積極的な提供、あるいはそれらの交換の場の設定、さまざまな取り組みの具体例の提供等々いろいろとできることがあると思います。そうしたさまざまな有益な情報などの提供が、ひとりでも多くの団員が気軽に(?)たたかいに参加をするということに帰結をするのではないかと思います。



この2年間を振り返ってみると、たとえば共謀罪をめぐるたたかいにおいて、救援会とは飛躍的に連携を強化することができたと思います。この間の共同の経験は、団支部としても、また救援会としても、大きな財産として、今後の治安警察をめぐる課題において活かされることでしょう。しかしながら、上記のふたつの事柄について、その他ではあまり十分な成果があげられなかったように思います。

とくに、さまざまな情報の提供、団員間の情報交流等の面において、団支部が積極的な役割を果たす、その結果多くの団員が各地域においてさまざまな取り組みを活発化させる、ということについては、も

っといろいろと工夫をこらす必要があったと思います。この点では、支部のメーリングリストの活用の仕方などをもっと検討すべきかと考えます。

また、折々に提起されていますが、一般のネットユーザーに向けて、団がどのように発信をするのかということもたいへん重要です。私たち団員が共通してもっているような信念を、いまの若い人たちにどのようにして伝えていくのか、その具体的な方法を考え、実践することは焦眉の課題だと言ってよいでしょう。

この2年間のなかで、個人的な思い出として印象深く残っていることとしては、沖縄調査団を結成して現地に行ったり、あるいは支部の団員で沖縄・高江の機動隊派遣・住民訴訟弁護団を組織したりなど、やはり沖縄関係の取り組みでした。それらの取り組みを通じ、問題の根っこには日米安保があるのであり、自分自身、憲法と安保とのきしみをそれまで以上に実感するようになったと思います。今後とも、沖縄の問題を「日米安保と憲法」の問題として捉えていくという観点から、関心を持ち続けたいと思っています。

500名からの団体の舵取り役というのは、もちろん初めての経験であり、当初は不安でいっぱいでした。支えていただいた須藤、小部支部長、萩尾、平松事務局長、事務局次長のみなさん、専従の奥住さん、そして支部団員のみなさんに、心から御礼申し上げます。ありがとうございました。

## 退任のあいさつ

東京東部法律事務所 仲里 歌織

2016年2月末から2年間、事務局次長（担当：教育）を務めさせていただきました。

気が付くと、バタバタとあっという間に過ぎた2年間でした。

振り返ると、次長として1番最初に担当した仕事は、当時高校生の政治活動の自由の問題（届出制、許可制）が新聞で報じられていましたので、この問題についての決議案作成、東京都教育委員会及び東京都私学部（私学行政課）への要請、都庁での記者会見でした。

急ぐ必要があるということで、短期間で集中的に書籍・論文・国会答弁・国連子どもの権利条約の勧告等を勉強し、記者レク資料も作ったりと大忙しで、次長という仕事の重要性を実感しました。

バタバタしたものの、支部執行部の雰囲気は「決議をあげたのだから執行しよう」「せっかくだから記者会見をして広げよう！」「都内の全高校にも発送して問題を認識してもらおう」等のアイデアが楽しみながら次々とするような自由な雰囲気、あれよあれよと進んでいき、心地の良さを感じたのを思い出します。

記者会見は、現役の高校生や元教員とともに行ったことで、記者の反応もよく質問も活発に飛び交いとても盛り上がりましたし、その結果、団支部の決議が、朝日新聞・東京新聞（翌日の朝刊で掲載）、東京民報（週末に写真入りで大きく掲載）で取り上げられ、問題を広く発信することができました（私自身は、記者会見をしながら高校生や元教員の発言から学ばせて頂き大変勉強になりました）。その後には続く団本部での『わたしたちの政治活動は自由だ。』のリーフ作成（高校生からのヒアリングも行いました）、高校門前での配布等の活動も思い出深く大変勉強になりました。

スタートから慌ただしかったのですが、その後も、支部独自の取り組みとして、2年連続東京教育集会の実行委員会に参加をして集会を開催するなど他団体と連携した取り組みを行ったり、道徳の教科化の問題で教科書展示会や教育委員会傍聴の呼びかけをしたり、教育勅語容認の閣議決定に抗議して撤回を求める支部長声明を発表して文科省・内閣府に要請に行ったり、教科書検定基準「改訂」、学習指導要領・

保育指針等の「改訂」に対するパブコメ提出の呼びかけを行ったりしてきました（教育問題だけではなく、共謀罪のときは、デモのコールを担ったり、横断幕、プラスターのデザインを担当したりしました）。また、次長として本部の教育問題委員会に引き続き参加をし、教育問題を共有して、各種意見書を分担して担ったり（家庭教育支援法、道徳の教科化、各種パブコメ）、各種要請へ参加したり（自民党本部、公明党本部、議員政策秘書）、学習会開催に携わったりと、目まぐるしい2年間でした。

第1次安倍内閣のころに、準憲法的性格をもつ教育基本法が改悪されたこともあり、安倍内閣は教育への介入に並々ならぬ意欲を持っていることは明らかですので、担当次長としては、気の抜けない2年間でしたが、支部執行部や団員のみならずと様々な取り組みができ、貴重な経験をさせて頂いたことに感謝しております。2年間、大変ありがとうございました。

## 退任のご挨拶

旬報法律事務所 大久保 修一

この度、事務局次長を退任いたしましたので、ご挨拶申し上げます。

2016年2月末から本年2月までの2年間、労働分野を中心に関わらせていただきました。東京地評と共催の学習交流集会や権利討論集会や労働法制改悪阻止の運動に取り組み、安倍「働き方改革」を分析・批判し、「働き方改革」の名の下での労働法制改悪を狙う法案の提出をさせない、労働法制の適用を免れる働き方を拡大しようとする動きに釘を刺すということに注力しました。

安倍政権は、今国会で安倍「働き方改革」一括法案を国会に提出しようとして、データのねつ造問題が発覚し、裁量労働制の部分を取り下げっていますが、依然として過労死を助長する高度プロフェッショナル制度は撤回していません。

まさにこれからが安倍「働き方改革」と対峙する正念場ですので、事務局次長退任後も、労働法制改悪阻止の運動にかかわっていきたいと思います。

執行部のみなさんが温かく見守ってくれたおかげで、何とか任期を満了することができました。決議の執行や宣伝活動、調査等を通じて憲法、沖縄、教育、共謀罪等の問題に取り組み、一緒に活動に取り組むことができ楽しかったです（月並みの感想ですが。）。本当にありがとうございました。

## 総会で採択された特別決議

### 3000万人署名をやり遂げ、安倍9条改憲阻止のたたかいに全力をあげる決議

- 1 安倍首相は、昨年5月3日、改憲派の集会に寄せたビデオメッセージで、9条1項・2項を残しつつ自衛隊を明文で書き込むという9条加憲による改憲を提起した。年頭の記者会見においても「今年こそ、憲法のあるべき姿を国民にしっかりと提示し、憲法改正に向けた国民的な議論をいっそう深めていく」として、改憲に言及し、早期に国会発議を行うことに強い意欲を示している。3月25日に開催する党大会で自民党案を取りまとめ、今国会で会見に向けた審議を行い、遅くとも年内に改憲発議を行い、来年早いうちの国民投票を狙っていると報じられている。

今年は、安倍首相の悲願ともいえる明文改憲の発議を阻止できるかどうか歴史的な転換点を迎えている。

- 2 安倍改憲の本質的なねらいは、9条に自衛隊を明記することにより、戦争放棄をうたう9条の機能

を骨抜きにすることにある。明記される自衛隊は、集団的自衛権のもとでアメリカと海外で戦争することができる存在であり、軍事的な手段による国際紛争への介入と、それに応じた戦力の保持、軍事的な制度の整備を推し進める憲法上の根拠が認められることになる。また、もう一つのねらいとしては、一連の戦争法制の強行に反対して盛り上がった全国的な市民運動を、自衛隊は合憲ではあるが平和憲法は維持したいと考える層と、自衛隊違憲派に分断し、より現実的に憲法改正を実現しようとするところにある。

- 3 状況は切迫しており、これまで以上の幅広い共同で改憲勢力による国会での発議を許さない運動をつくり、発議を阻止することが求められる。そのようななか、昨年9月4日、「安倍9条改憲NO！全国市民アクション」が発足し、安倍9条改憲NO！憲法生かす全国統一署名＝3000万人署名集めに取り組んでいる。憲法9条が危機を迎えるなかで、9条の会、学者の会やママの会有志も市民アクションに加入し積極的に活動を開始している。
- 4 私たち自由法曹団東京支部としても支部全体で5万筆を目標として、各事務所での取り組みを強化するとともに、街頭での署名活動なども精力的に行っている。この取り組みを継続し署名を集めるとともに、「署名を集める人」を増やすという方向での運動の広がりも目指し活動を継続していく。私たちは、この3000万人署名を必ずやり遂げ、9条を守り生かす幅広い運動を急速に、かつ広範に広げ、安倍9条改憲阻止のたたかいに引き続き全力をあげることを、ここに決議する。

2018年2月24日  
自由法曹団東京支部第46回定期総会

## 沖縄県民に連帯し辺野古新基地建設の中止を求める決議

- 1 2018年2月4日、名護市長選の投開票がおこなわれ、辺野古新基地建設反対に取り組んできた稲嶺進氏に代わって渡具知武豊氏が名護市長となった。渡具知氏も海兵隊基地の県外移設を訴えて当選したものであり、名護市民の民意は依然として辺野古建設基地建設反対を強く望んでいることに変わりはない。当選した渡具知新市長の下でも普天間基地の撤去と辺野古新基地建設の中止を実現するべく、名護市民・沖縄県民の意思に沿った市政に取り組まれることが求められる。
- 2 1995年9月、12歳の女子小学生が三人の米兵に車で拉致され、海岸で暴行を受ける事件が発生した。これを受けて同年10月21日に開催された県民総決起集会には10万人を超える県民が集まり、米軍基地の整理縮小を求めた。このような米軍基地の整理縮小を求める沖縄県民の声に抗しきれず、同年11月、日米両政府はSACOを設置し、沖縄の米軍基地の整理・縮小等について協議を開始し、翌1996年12月2日に最終報告（SACO合意）が取りまとめられた。そこでは、「今後5年から7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」ことが条件とされていた。このSACO合意を根拠に普天間基地の移設と称して辺野古新基地の建設が強行されているが、そもそも辺野古新基地建設自体、米軍基地の整理縮小を求める県民の声を踏みにじる日米両政府の暴挙である。
- 3 SACO合意から22年経ったが、その後も世界一危険な基地といわれる普天間基地は返還されることなく、現在では、極めて事故率が高いオスプレイが配備されて住宅街の上を低空飛行で飛び回っている。

2018年に入ってからだけでも、1月6日に米軍の多用途ヘリコプターUH1が伊計島南東の浜辺に

不時着し、1月8日には米軍の攻撃ヘリ AH1 が沖縄県読谷村儀間にある廃棄物最終処分場の敷地内に不時着し、さらに1月23日には沖縄県渡名喜村で AH1 攻撃ヘリが村営ヘリポートに不時着した。そのほか飛行中の軍用機からの部品の落下事故も後を絶たない。いずれも住宅地のすぐそばで発生した事故であり、一つ間違えれば人命が失われた可能性は否定できない。

沖縄県内では米軍基地が存在する負担と危険に対する強い怒りが訴えられており、もはや我慢の限界を超えている。速やかに無条件での普天間基地の撤去と、辺野古新基地建設の中止をすべきである。

- 4 一方で、安倍首相は、2018年2月2日、普天間基地の代替施設の県外移設は本土の理解が得られないなどと発言するなど、沖縄県民の命と暮らしを切り捨てる姿勢を明確にしている。私たち自由法曹団東京支部は、普天間基地の即時無条件返還を求める沖縄県民に連帯し、沖縄の民意を踏みにじり対米従属をつづける安倍政権を強く非難するとともに、今後も辺野古新基地建設に反対するための取り組みを強めていく決意である。

2018年2月24日  
自由法曹団東京支部第46回定期総会

## 労働者を保護する働き方改革を求め、安倍「働き方改革」一括法案に反対する決議

- 1 安倍首相は、2018年1月22日の施政方針演説において『働き方改革』を断行することを表明し、同一労働同一賃金の実現、長時間労働の慣行の打破、新たな働き方を謳い文句にして、2017年9月15日に法律案要綱として確定した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」（以下「本要綱」という。）に基づき「働き方改革」の言葉のもとに、立法目的・制度趣旨の異なる8本もの法案の改正について今国会において一括審議で行おうと目論んでいる。  
まず、このような一括法案とする意図は、個々の「改革」の問題点が争点として顕在化して国民に周知される前に、法案の成立を推し進めようとするにある。一つ一つの法律案ごとに丁寧な審議を行い、採決も改正法律案ごと個別に行わなければならない、一括法案の国会提出は断じて許されない。
- 2 「本要綱」による改正では、同一労働同一賃金の実現が謳われているが、格差の不合理性を判断する際の考慮要素に「職務の内容及び配置の変更の範囲」が含まれており、キャリアコースの違いによる待遇差・格差の固定化を助長する危険性が極めて高い。また、格差の不合理性に関する立証責任の所在が不明確であり、「不合理とまでは認められない」場合の不利益を労働者が負う恐れがある点は看過することはできない。さらに、差別的取り扱い等の禁止に違反した場合の法的効果も明記されていない。差別的取り扱い等による労働条件の定めは無効として、差別的取り扱い等がなかった場合の合理的な労働条件となる補充的効力を明記する法改正がなされなければならない。  
そもそも、不安定かつ低待遇の派遣労働は入口規制が徹底されなければならないが、本要綱による改正には、その問題意識が全く欠落している。2018年には多くの有期契約労働者が労働契約法18条による無期転換権を取得することが見込まれる。転換後の不合理な格差を是正するための政策・立法の実現は急務である。真に「同一労働同一賃金」を実現するための明確かつ実効性ある施策・立法が実現されなければならない。
- 3 次に「本要綱」では、現行の時間外限度基準告示を法律に格上げし、青天井となっている残業時間に罰則付きの上限規制を設定することとされているが、その実態は、時間外労働と休日労働の時間を組み合わせることで、毎月80時間の年間960時間の時間外労働・休日労働を命じることも可能とな

るものにとどまる。過労死等の防止には全く実効性がないと言わざるを得ない。さらに、「本要綱」では、上限規制の適用の例外となる職種が多数設けられており、過労死防止の観点からは不十分な規制であり、長時間労働を打破するものとはなりえない。

- 4 そして、「本要綱」では、高度プロフェッショナル制度の創設と企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大が謳われている。

高度プロフェッショナル制度は、労働時間の適用を除外にして、1日24時間14日間の連続勤務すら可能とする制度である。このような労働時間規制の除外制度が一旦創設されれば、のちに対象が拡大されることは必定であり、導入は断固阻止しなければならない。

さらに、「本要綱」では、企画業務型裁量労働制の対象業務に、従来は対象業務外とされてきた「課題解決型の提案営業」の類型を新たに追加し、極めて広範囲に拡大しようとしている。裁量労働制は、一定の労働時間を働いたものとみなす制度である以上、労働時間管理を疎かにする危険を内在し、使用者による悪用・濫用が強く懸念される制度である。

安倍政権は、高度プロフェッショナル制度について、「時間によらず成果で評価する制度を選択できるようにする」ものであると宣伝するが、誤りである。現行法上も、成果報酬制度を選択することは可能である。また、安倍首相は、2018年1月29日の予算委員会において、「裁量労働制で働く方の労働者は、平均的な方で比べれば一般労働者より短い」などと強弁したが、その答弁の根拠がないことを野党に追及され、2月14日には答弁を撤回し陳謝するに至った。このような宣伝・答弁からしても、安倍政権が国民の誤解のもとに法案を押し通そうとしていることは明らかである。

長時間労働を容認する高度プロフェッショナル制度と裁量労働制の拡大は即刻、撤回されなければならない。

- 5 加えて、厚生労働省は、2017年12月25日、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン(案)」を発表し、「新しい働き方・柔軟な働き方」として自営型テレワークなる働き方についての指針を示した。

そこでは、自営型テレワーカーなる就労者は「労働者」ではないことが当然の前提とされており、労働法制の規制が及ばない就労者を労働力として利用することを目論んでいる。このような労働力の担い手を労働法制の適用がない者に転換させることは許されない。

労務提供型のプラットフォームビジネスを含めた、新たな働き方については、法的拘束力がないガイドラインの遵守を企業に求めるというだけの施策は極めて不十分な対応であり、「働き手」の安定した就労及び生活を確保されるよう法規制を速やかに行われることこそが求められる。

- 6 このような安倍政権が今国会において成立を目指している「働き方改革」一括法案は、リストラと労働強化を促進し、非雇用型の働き方を拡大し、過労死と格差の固定化を容認する法案であり、労働者の権利・利益保護に反するものであり「働かせ方改革」ともいべきものであって到底容認できない。

私たち自由法曹団東京支部は、安倍「働かせ方改革」を断固阻止すべく、労働組合・市民運動と連帯して、安倍「働かせ方改革」の実態を分かりやすく周知し、安倍「働かせ方改革」を打破する世論をひろげて、人間らしく働くルールを確立すべく、全力をあげて奮闘する決意であることをここに宣言する。

2018年2月24日  
自由法曹団東京支部第46回定期総会



## 共謀罪法の発動を許さず、廃止を求める決議

- 1 安倍政権は、戦争する国づくりを進めるべく、治安強化の動きを加速させており、2017年6月15日に共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）を強行採決し、同法は同年7月11日に施行された。
- 2 共謀罪法の審議にあたって、衆議院法務委員会では、政府は野党議員の質問にまともに答える姿勢を放棄して「一般市民は捜査の対象にもならない」などと根拠のない答弁を繰り返したり、大臣に答弁を求めたにもかかわらず政府職員が答弁を行ったりした。また、参議院での審議では、法務委員会での採決を行うことなく、「中間報告」という方法に仮託して本会議を開催し、採決を強行した。  
このように、共謀罪法は、かつてない異常な審議経過を辿り、十分な審議が行われることなく強行裁決されたものであり、政府・与党の姿勢は、もはや民主主義国家の体をなしているとは言えない。
- 3 共謀罪法は、他人の権利・財産などへの侵害の危険性が具現化していない曖昧な計画（合意）の段階で国家が処罰権を発動する点で、国民の内心の自由、正当な言論や表現の自由を抑圧し、適正手続原則に反するものであり、憲法19条、21条、31条に違反する。  
また、共謀罪法は、約300もの犯罪について「共謀」の段階から処罰対象とするものであり、行為原理・既遂処罰を基本としてきた我が国の刑法体系を根本的に変え、国民の自由な行動を大きく制限するものであるうえ、「準備行為」「組織的犯罪集団」などという範囲が不明確な要件が入っており、罪刑法定主義に反するものである。  
さらに、共謀罪法は「共謀」そのものを処罰対象としていることから、捜査機関が共謀罪の捜査において共謀自体を発見するために、監視活動・情報収集活動を強化することは必定であり、これまでに以上に、国民の行動、会話、電話、メールなど、人の合意のためのコミュニケーションそのものが監視対象とされることは明らかである。  
このように、共謀罪法は、国民の自由な活動を萎縮させ、捜査機関にさらなる捜査権限を与え、監視社会を一層深刻化するものと言わざるをえない。
- 4 自由法曹団東京支部は、法案市議段階から共謀罪法の危険性を周知するべく、街宣、集会、国会請願デモなど様々な活動に積極的に取り組んできた。今後も、共謀罪の発動を許さず、同法を廃止させるために引き続き全力を尽くすことを表明する。

2018年2月24日  
自由法曹団東京支部第46回定期総会

## 家庭教育支援法案の国会提出に反対し、道徳の教科化の撤回を求める決議

- 1 安倍政権は、「教育再生」の名のもと、2015年3月、学校教育法施行規則と学習指導要領を改訂し、道徳を「特別の教科」として位置づけ、子どもに愛国心を持たせることを明記し、2017年3月31日には保育所保育指針・幼稚園教育要領を改訂し、保育所・幼稚園段階から国旗国歌に親しむことを明記した。さらに、2017年3月31日、安倍内閣は、教育勅語を容認する閣議決定を行った。これらは、「積極的平和主義」を掲げる「国家安全保障戦略」の中で「我が国と郷土を愛する心を養う」ことを

謳っていること等からも戦争する国に変えていくための人材づくりを目指した教育への介入にほかならない。

なかでも喫緊の課題は、政府・自民党が愛国心など政府にとって都合の良い価値観を植え付けるべく進めている①家庭教育支援法案の国会上程、②2018年4月から小学校で、来年4月から中学校で本格実施される道徳の教科化の問題である。

- 2 自民党総合政策集2017では、「家庭教育支援法案を制定します」と明言されており、政府の教育再生実行会議・第10次提言（2017年6月1日）においても家庭においては「豊かな情操や基本的な生活習慣、家族や他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心を養うこと」が求められるとし、家庭教育支援の名の下で、国が定める価値観を家庭内にまで押し付ける姿勢を露骨に示している。同法案の構造は、文部省が1942年5月に発表した「戦時家庭教育指導要項」に酷似しており、同法案は、家庭への介入・支配という観点からも、また、憲法24条を否定し、子どもの思想良心の自由、学習権、成長発達権を侵害する観点からも日本国憲法と矛盾抵触する極めて問題の多い法案である。

にもかかわらず、これまでも自民党議員が紹介議員となり家庭教育支援法の早期制定を求める請願が複数回提出されており、今国会への法案提出が危惧されるどころであり、断固、法案提出を阻止しなければならない。

- 3 また、道徳の教科化が今年4月から小学校において本格実施され、中学校においては来年4月から本格実施されることとなっており、教科としての「道徳」が学校教育の中に導入される。自由法曹団東京支部は、昨年夏の小学校道徳の教科書採択に際して、各道徳教科書の問題点とともに根本にある教科化の問題を取り上げ、道徳の教科化自体に反対してきた。今年、小学校での道徳教科化の本格実施に伴い、「評価」を伴って一定の価値観の押し付けが本格化することが懸念される。

この道徳の教科化については、2015年2月28日付「安倍政権の教育『再生』に反対する決議」等で問題点を指摘した通り、愛国心を押し付け、思想良心の自由や成長発達権を侵害するものであり、その目的は戦争をするための人づくりにあることは明らかであり、即刻撤回されなければならない。

- 4 私たち自由法曹団東京支部は、「安倍教育再生」が進める戦争をする国民を作り出すためのあらゆる教育政策に断固として反対し、その一環である家庭教育支援法案の国会提出を阻止し、道徳の教科化の撤回をもとめて奮闘する決意である。

2018年2月24日  
自由法曹団東京支部第46回定期総会

## 東京都迷惑防止条例改正に反対する決議

- 1 2018年2月21日に始まった第1回都議会定例会において、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案」（以下「迷惑防止条例改正案」という。）が提出されるとされている。迷惑防止条例改正案では、現行の規制に加えて、5条の2第1項第1号に「みだりにうろつくこと」を、同第2号に「監視していると告げること」を、同第3号に「電子メール（SNS含む）を送信すること」を、同第6号に「名誉を毀損する事項を告げること」を、同第7号に「性的羞恥心を害する事項を告げること」をそれぞれ付け加え、新たにこれらの行為を規制の対象として、

罰則を重くすることとされている。あわせて、5条第1項2号を改正し、盗撮規制の場所が拡大されることになっている。

これらの迷惑防止条例改正案は、市民運動、労働運動、報道活動等、本来自由であるべき市民活動に対する警察権力による介入を容易とする道を開くものであり、規制対象を安易に拡大することは断じて容認することはできない。

- 2 迷惑防止条例改正案では、2016年12月14日に改正されたストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）の改正案が規制する行為態様と同一の行為の規制を新たにおこなうものとされている。

しかしながら、2016年12月14日改正ストーカー規制法で追加された行為態様は、「みだりにうろつくこと」と、「電子メール（SNS含む）を送信すること」のみであり、迷惑防止条例改正案で新たに規制される他の行為態様については、ストーカー規制法ではもともと規制されていたものである。

そして、ストーカー規制法では規制対象が「恋愛感情」等を充足する目的の行為に限定されているのに対し、迷惑防止条例では「悪意の感情等」を目的とする行為にまで規制対象が拡大されている。これは、例えば、市民が国会前において数回安倍政権の批判をすること、労働組合が社前集会を開いて会社の批判を繰り返すこと、消費者団体が繰り返し不買運動を行うこと等が、改正案5条の2第1項第6号、「名誉を毀損する事項を告げること」に該当するとされる可能性や、マスコミによる取材活動が同条同項第1号、「みだりにうろつくこと」に該当するとされ、これらの正当な市民活動に警察が介入する根拠とされるおそれが高い。

- 3 迷惑防止条例5条の2第1項各号が規定するいわゆる「つきまとい行為」は、2002年6月都議会で一度提出されて廃案となったものである。その後、要件が若干厳格化され、2003年に再度条例案が提出され可決された。「つきまとい行為」が規制対象とされた当時の条例においても、2016年12月14日改正ストーカー規制法で追加された行為態様を除いて、全て規制対象とされていた。今回の「迷惑防止条例」改正案の提出に際して、あえてこれらの行為態様についてストーカー規制法による規制に加えて「迷惑防止条例」による規制を行うべき新たな立法事実は明らかにされていない。

- 4 私たち自由法曹団東京支部は、特定秘密保護法、刑事訴訟法の改悪、共謀罪が成立し、憲法9条の改憲を安倍政権が狙うなかで、いま、市民運動、労働運動、マスコミによる取材活動を規制する根拠とされるおそれのある条例案を提出することに強く抗議し、条例案の撤回を求めるとともに、都議会における審議を通じて廃案にするよう求めるものである。

2018年2月24日  
自由法曹団東京支部第46回定期総会

## ノーモア・ミナマタ東京訴訟 東京地裁民事第10部鈴木正紀「エスパー」裁判官らを忌避 その後

城北法律事務所 津田 二郎

- 1 ノーモア・ミナマタ東京訴訟では、1月17日の口頭弁論期日において、東京地裁民事第10部鈴木正紀裁判長ほか2名の合議体に対して、忌避申立を行ないました。

自由法曹団東京支部の皆さんには、忌避事件代理人就任要請を行わせていただき、fax ニュースに掲載していただいたほか、個別的にも依頼の連絡をさせていただきました。おかげさまで2018年2月21日現在で123名の方に代理人に就任いただいております。ありがとうございます。

本稿は、その後の報告です。

- 2 忌避事件は、当初の弁護団の見込みに反して、裁判所の判断に時間がかかり、1月17日に申立、1月19日に理由書提出、1月25日理由補充書の提出を経て、判断が出たのは2月2日になってからでした(2月5日受領)。結果は残念ながら却下でした。

理由は、「忌避の事由である『裁判の公正を妨げる事情』(民訴法24条1項)とは、不公平な裁判がなされるであろうとの懸念を起こさせる客観的事情をいう」としたうえ、本件申立について、「基本事件の裁判長裁判官らが、申立人らの再三の要請にもかかわらず、特に理由を述べずに基本事件と別訴とを併合しない旨口頭弁論期日において発言したことが忌避の事由に当たるといふもの」とまとめた上、「仮にそのような発言があったとしてもそのことから直ちに、本件裁判官らにより基本事件について不公平な裁判がされるであろうとの懸念を起こさせる客観的事情があるとはいえない」というものでした。

- 3 弁護団は、この判断を受けて、2月9日に即時抗告を申し立てましたが、2月28日現在裁判所は判断を出していません。

即時抗告の理由としては、鈴木裁判長らは単に併合しない理由を述べなかったにとどまらず、原告団長及び原告代理人(当職)の発言を遮り認めないという作為を行ったこと、その理由として「発言しなくとも分かる」と述べたこと、原告代理人が「発言しなくても分かるならエスパー(超能力者)か」と述べたのに対して「そう考えてもらって構わない」と放言した、という点を強調しました。

- 4 鈴木裁判官は、進行協議期日において、部に滞留事件が多いこと、それを自分が在任中に一掃するという希望をもっていることを明らかにしていましたから、本件において追加提訴した第5陣原告(9名)を併合しないという訴訟指揮はもっぱら裁判所の都合であることは明らかです。

原告多数が想定され、順次提訴が避けられない公害・薬害事件、消費者事件、労働事件等に与える影響が甚大なこの訴訟指揮は、ノーモア・ミナマタ訴訟において熊本地裁(11陣1200人超)でも大阪地裁(9陣130人)でも、現時点で追加提訴した原告は問題なく先行事件に併合されていることと比較しても異常です。

鈴木裁判官の「(エスパーと)考えもらって構わない」との発言は、刑事訴訟法の基本書で「私は神様だ」という供述から精神異常を推認することがあるとされる(田口守一「刑事訴訟法第5版」<弘文堂>383頁)のと同等の発言であって、それ自体不適切であるばかりでなく、真剣に基本事件を審理する意思があるのかを疑わせ、不公平な裁判がされるであろうとの懸念を起こさせる客観的な事情であることは間違いありません。

「エスパーだから話を聞かなくても分かる」と法廷で放言する裁判官に公平な裁判が期待できるわけがないのです。

- 5 次回期日は3月28日に予定されていますが、現時点で即時抗告の結果がいつ、どのようにでるのかは不透明です。弁護団では仮に即時抗告が容れられない場合には、特別抗告も予定しています。

本稿をお読みになった方で、代理人に名乗りを上げ忘れていた方でも、特別抗告代理人に名を連ねることができるかもしれません。当職または弁護団事務局長の齊藤園生団員までお声がけください。

# 安倍 9 条改憲 NO!!3000 万人署名の取り組み

## 東京南部法律事務所 3000 万署名への取組み

東京南部法律事務所 大住 広太

我が東京南部法律事務所は、2月2日、ミスター憲法こと海部幸造弁護士による「戦争する自衛隊にしているのですか?~自民党の「加憲」という改憲案~」と題して、地域の方々に向けた学習会を開催した。参加者は65名と盛況だった。

海部団員は、現在の憲法改正情勢を踏まえ、自民党が狙う改憲スケジュール、安倍首相が示した9条への自衛隊明記の「加憲」は、安保法制下における自衛隊を追認し、フルスペックの集団的自衛権の容認につながるものであり、日本国憲法の性格を根本から変えるものであることを報告した。併せて、憲法9条がこれまで果たしてきた役割の重要性、そしてこれからも9条を堅持しその理念を実現していくことこそが日本に求められる姿であること、改憲を阻止し、9条の理念を実現するためには市民運動と野党共闘の力が必要であり、そのために3000万人署名の成功が重要であることを訴えた。

また、私からは国民投票が行われた場合のスケジュール、改憲推進側が行うであろう大々的な広報戦略の脅威について報告をした。国民投票運動に公職選挙法の適用はなく、公務員や教職員の立場利用によるもの、投票日2週間前のテレビCMなどを除き、基本的に国民投票運動は自由である(しかも、意見表明CMは投票日2週間前でも可能だと言われている)。すなわち、資本を有している側が大々的に宣伝広告を行い、世論を誘導することが容易にできてしまう。2012年にカリフォルニア州で実施された遺伝子組換え食品表示義務化の住民投票では、事前調査では義務化賛成が60%、反対が25%であったにもかかわらず、モンサント社をはじめとした大手企業が46億円も投資して公告を行った結果、賛成47%、反対53%で否決された。いざ国民投票となれば、資金力でいかようにも捜査されるおそれがあり、改めて改憲発議そのものを阻止する必要性を訴えた。

最後には、我が南部事務所が誇る新進気鋭のエンターテイナーでもある菊地団員が、「日本で生まれた私」(「大阪で生まれた女」の替え歌)を弾き語りで披露し、大いに盛り上がった。活動を楽しむ姿勢も忘れず、引き続き3000万署名を広げる運動を継続していきたい。

## 3000万署名の取組みのご報告と私見

東京南部法律事務所 菊地 智史

### 第1 はじめに

『日本で生まれた私』

叫び疲れた国会前の帰り これで憲法も終わりかなとつぶやいて  
皆さんの顔を眺めながら 高齢化と思ったら泣けてきた  
日本で生まれた私やさかい 平和憲法よう捨てん  
日本で生まれた私やさかい 戦争へはようついていかん  
叫び疲れた国会前の帰り 電信柱に染みついた夜  
たどりついたら安倍政権 安保法制共謀罪もりかけスパコンそして憲法改悪  
晋三の顔を思い出しながら 終わりかなと思ったら泣けてきた

日本で生まれた私やけど ノンポリの粹を出よう  
日本で生まれた私やけど 安倍改憲と戦っていこうと決めた  
たどり着いたら安倍政権 これからの戦いで終わらせる政権  
日本で生まれた憲法が今 潰されようとしてるけど  
市民達は今日も活気に溢れ 改憲許すまじと燃えている  
振り返るとそこには仲間達 憲法改悪を許さない人たち  
手を取り合い進む同志

これは、弊所が2月2日に催した憲法集会において、私が歌った替え歌の歌詞である。BOROの名曲『大阪で生まれた女』のメロディーをお借りした。

現在、弊所では、依頼者への署名用紙の郵送や憲法学習会など、様々な角度から3000万署名に取り組んでいる。現在のところ、3500筆を超える署名が寄せられている。

今回は、上記憲法集会について簡単にご報告し、「替え歌」を手掛かりに、3000万署名に関する運動の進め方について私見を述べたい。

## 第2 2月2日憲法集会のご報告

この日は、雨で足場の悪い中、約60人の市民の方々が集会に参加してくれた。大田区のミスター憲法こと海部弁護士は、9条加憲をもたらす負の影響を丹念に語り、「非常にわかりやすかった」と好評を得た。また、若手のエースである大住弁護士は、改憲までのスケジュールがタイトであることを簡潔に示し、改憲への危機感を再認識させてくれた。詳細は、大住弁護士による団通信への寄稿に譲る。

先輩お二方のお話の後にお遊戯レベルの替え歌を披露するのは辛かったが、自分は事務所のお笑い担当と割り切った。手拍子も頂き、和やかに会は終了した。

## 第3 替え歌の意味と私見

替え歌という試みは、勿論先輩からの業務命令(?)に基づくものであるが、私個人としても重要だと考えている。「リーチする」ためには、様々な試みがなされるべきだと思うからである。

例えば、最近出回っている「日本青年会議所の資料」では、自衛隊を賛美する内容の楽曲を若年層向けにボーカロイドにし、動画配信サイトに投稿し、再生回数を計測するとう試みが企画されている。同じく、「憲法改正賛成美魔女奥様図鑑」「同ちょいワルおやじ図鑑」といった動画の作成も企画されている。

かかる試みは不真面目でコマーシャルライクであるが、少なくとも、若い層を取り込む目的で、ボーカロイドやちょいワルおやじといった概念に知悉した若い人間に企画立案の権限が与えられていることがわかる。また、数値的な事後検証により、効果を測定し次の企画に繋げる発想も見て取れる。

私は、不真面目でコマーシャルライクになりたいわけではない。しかし、少しでも改憲問題に関心を持ってもらえるよう、お遊戯と自覚しても歌う。憲法カフェの際には、より気軽にリピートしてもらうため、絶対に数回笑いを取る。可能な限り、参加者同士の対話の時間を設ける。市民は音楽や笑いや対話を求めているからだ。

ただし、私のかかる試みはあくまで、足を運んでくれた市民に価値を提供するという意味で、受動的なものに過ぎない。3000万署名実現のための外部に向けた積極的なアウトリーチ活動のためには組織的な力が必要である。

そこで、団の中にアウトリーチ部会を作ったらどうだろう。期が上の先生が部会長・副部会長となり、団本部との調整や予算獲得、部内の企画に対する各種人脈の提供を担当する。ただし、部内での決定につき発言権や裁量権は持たない。中堅の先生が事務局長となり議論を先導し、若手の先生方が事務局として実働に当たる。

平和について勉強したり、何が正しいかを議論することも大切だ。しかし今私は、目の前の危機に対し効果的に対応するための態勢が欲しい。

## 【報告】 2.3 東京教育集会 2018

事務局次長 仲里 歌織

2018年2月3日、「2.3 東京教育集会 2018 実行委員会」（団支部も実行委員会に入り、支部長が集会呼びかけ人になっています。）主催で、「憲法を生かし子ども達の未来に平和と民主主義の社会を取り戻そう」をテーマに、「2.3 東京教育集会 2018」を開催し（なお、仲里は昨年につき、司会を務めさせていただきました）、多くの方に参加いただきました。

東京朝鮮中高級学校舞踊部のみなさんによる朝鮮舞踊の素敵なオープニングではじまり、その後「どうなる？家庭教育支援法案」「東京の「教育改革」とこれからの教育」「教育費の無償化をすすめるために」「どうなる？小学校からの「英語」の4つのミニ学習を行い、さらに6つのテーマ（「日の丸・君が代」裁判と都立学校の現状／教職員の「働き方改革」のとりくみ／学びのセーフティネット・夜間定時制の灯を消さないで／学力体制と不登校問題／障害児教育の充実をめざすとりくみ／「道徳」の教科書採択へのとりくみ）でリレートークを行い、とても内容の濃い充実した集会となりました。自由法曹団からは、東京支部の大久保団員（城北）がミニ学習タイムで家庭教育支援法案の問題点を分かりやすく訴えました。

集会の最後には、安倍政権が「2020年施行をめざして改憲する」「自衛隊の存在を憲法9条に明記する」として憲法改悪に具体的に動き出していること、過去最高額の防衛費など「戦争する国づくり」を進める動き、国や大企業が求める人材育成のための道徳の教科化の動き等の情勢を確認しました。その上で、「安倍9条改憲NO!3000万署名」の取り組みを軸に戦争へとつながる動きに反対する運動を強め、憲法と子どもの権利条約にもとづく教育をみんなですすめていくことを共有し、「憲法を生かして、子どもたちに平和と民主主義の社会をとりもどそう！」のスローガンを確認して、集会アピールを採択しました。

集会での各種取り組みの報告から、戦争する国に変えていくための人材づくりとして教育への介入を強める安倍政権の暴走を改めて認識するとともに、東京支部として引き続き他団体と連携しながら安倍政権の暴走を止めるべく闘っていくことの重要性を感じました。

当日は、東京支部の団員にも参加いただき、集会への成功につなげることができました。ご協力いただき、ありがとうございました。

## はじめまして～新入団員自己紹介～

自由法曹団員2世として 一支部総会の感想とともに

東京合同法律事務所 福井 俊之

自由法曹団員との出会い

私の父は、数年前に廃業しましたが、兵庫県北部にある豊岡合同法律事務所自由法曹団員弁護士（28期）として活動していました。

そんな父から、自由法曹団がどんな弁護士なのか、何を目的に活動している弁護士なのかというこ



とを聞かされて育ちました。

#### スポーツの世界へ

その後、幼いころからサッカーを続けていた私は、親元を離れ、地元の高校よりもサッカーの強い高校に進学し、そして、体育大学である順天堂大学スポーツ健康科学部に進学するなど、弁護士の世界からどんどん離れ、スポーツの世界にどっぷりとつかることになりました。

#### 弁護士になることを決意

そんな私が、弁護士を目指すことになったのは、大学4年のころでした。ブラック企業の内定先で研修中(当時、ブラック企業という認識はありませんでしたが)、働き方等々に疑問を感じていた私は、父から「弁護士にならないか」と誘われたことをきっかけに、弁護士を目指すことを決意しました。

いろんな弁護士像があることはもちろん知っていましたが、幼いころからの父の「英才教育」が功を奏したのか(笑)、自由法曹団員になる以外、選択肢はありませんでした。

#### 自由法曹団

司法試験に合格し、弁護士となり、ついに自由法曹団員となることができましたが、自由法曹団入団が弁護士となった私の目標ではなりません。父から聞いていた自由法曹団員のように、目の前に困っている人がいれば、いわば本能的に行動せずにはいられない弁護士として、強者優先の政治のしわ寄せをくろう労働者などのような相対的に社会的・経済的に弱い立場に立たざるを得ない人々の人権擁護のために尽力し、社会の不条理改善の力になればと思っています。

弁護士1年目ではありますが、自由法曹団の一員という自覚を持ち、今後、弁護士業及びその他活動に邁進してまいります。今後とも、よろしくお願いいたします。

#### 支部総会の感想

支部総会では、改憲問題や労働問題など、幅広い分野について討論が展開されていましたが、その中で、印象的だったのが、林治先生(代々木総合法律事務所)の貧困問題の報告でした。字数等の関係から具体的な事実を挙げることはできませんが、衝撃的な事実ばかりでした。

貧困問題は、あらゆる問題の根底に位置するものであることから、貧困問題を改善しないことには、ブラック企業や年金削減などの問題がなくなることはなく、だからこそ、もっと多くの自由法曹団員が目を向けるべき課題であると同時に、貧困問題にかかわるには、覚悟があると熱を込めて報告されていました。

このような報告に、私は感銘を受け、心を動かされましたが、林先生の報告後、この報告内容について討論されることはありませんでした。無意識的または意識的に触れなかったのか、もしくは進行上やむを得ないことだったのか私にはわかりません。

しかし、私は、この対応に疑問を持ちました。私が懂っていた自由法曹団は、目の前に困っている人がいれば、いわば本能的に行動せずにはいられない弁護士集団でした。林先生が提起された問題について、誰一人として行動提起しないのは、自由法曹団の本質にかかわることなのではないでしょうか。

総会当日、私は、壇上で発言していないだけでなく、弁護士人生をかけ、林先生のように貧困問題に関わっていく覚悟も、いまはありません。それにもかかわらず、このように意見するのは卑怯なのかもしれませんが、いまの私の思いをお伝えせずにはいられなかったので、述べさせていただきます。

いま、自由法曹団をあげて貧困(生活保護)問題に取り組むように体制を整えることが必要ではないでしょうか。何も知らないあおい新人の意見ですが、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

## 2月拡大幹事会議事録

総会で選出された幹事による互選の結果、野沢裕昭団員を幹事長に選任  
平松真二郎団員を事務局長に再任、樋谷賢一団員（東京合同）、西原和俊団員（弁護士法人響）、大住  
広太団員（東京南部）、齋藤彰団員（台東協同）を事務局次長に選任  
組織財務委員に小部支部長、須藤前支部長、萩尾前事務局長、野沢幹事長、平松事務局長を選任

### 【当面の日程】

- オスプレイ反対東京連絡会座り込み  
日時：3月18日（日）13:30～15:30 場所：福生市フレンドシップパーク
- 総がかり行動実行委員会・全国市民アクション 19日行動  
日時：3月19日（月）18:30～ 場所：国会議員会館前
- いのちを守れ 暮らしを守れフクシマと共に さよなら原発全国集会  
日時：3月21日 13:30～ 15:00～デモ開始  
場所：代々木講演B地区 野外ステージ（音楽堂）  
デモは渋谷コースと表参道コース（共同センターは表参道コースに参加）
- 東京憲法会議 第53回総会 安倍9条改憲ストップ憲法学習会  
日時：3月24日（土）13:00～17:00（学習会13:00～14:30）  
場所：日本共産党東京都委員会 大会議室  
講師：清水雅彦日本体育大学教授（憲法学）
- オスプレイ配備反対10月集会開催宣言・院内集会  
日時：4月16日（月）13:30～15:30  
場所：衆議院第一議員会館B1階大会議室  
主催：オスプレイ反対東京連絡会
- 当たり前の社会を考えるシンポジウム 貧困・格差の現場から  
日時：4月20日（金）18:30～ 場所：北とびあ さくらホール  
コーディネーター 本田由紀（東京大学教授）  
シンポジスト 前川喜平（元文部科学事務次官）  
雨宮処凛（作家・活動家）  
赤石千衣子（NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長）  
山崎一洋（下野新聞真岡総局長 子どもの希望取材班デスク）  
主催：安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合
- 2018 平和のいのちと人権を！ 5・3 憲法集会  
日時：5月3日（木）イベントは11:00～ 集会は13:00～ パレードは15:00頃から（予定）

場所：有明臨海防災公園

主催 2018 平和といのちと人権を！ 5・3 憲法集会実行委員会

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

## 全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

### 主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外外業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

### ① 所得補償保険

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。  
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

#### <保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、障害給別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

### ② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

#### <保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	支払対象外期間	対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
		372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

#### <取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F  
TEL: 03 (3405) 8661

#### <引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3  
TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)